

病院・診療所構造設備使用許可申請に関する検査結果の届出書

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒

TEL

(法人であるときは、主たる事務所の所在地)

開設者

(フリガナ)

氏 名

(法人であるときは、名称及び代表者の氏名)

医療法第 27 条の規定に基づく病院・診療所の使用前検査について、下記のとおり検査を実施したので届け出ます。

記

1. 検査にあたっての確認事項

検査対象となる構造設備が医療法第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の許可又は医療法第 8 条若しくは医療法施行令第 4 条第 3 項の届出に係る内容と相違なく、かつ、必要な基準を満たし、実際に使用可能な状態にあることを確認している。

2. 具体的検査事項

項目	検査事項	適否の判定	備考
診療用電気・光線・熱・蒸気又はガスに関する構造設備	危険防止上必要な方法が講じられているか。	可・否	
3階以上の病室	建物の壁・柱・床・はり屋根及び階段が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造となっているか。	可・否	
療養病床の病室の病床数	1病室の病床数は4床以下となっているか。	可・否	
病室の床面積	患者1人につき6.4㎡以上となっているか。	可・否	
(診療所の療養病床以外の病床及び病院病床の経過措置[療養病床以外])	患者1人を入院させるものは6.3㎡以上、2人以上入院させるものは患者1人につき4.3㎡以上となっているか。	可・否	
(経過措置[療養病床])	患者1人につき6.0㎡以上となっているか。	可・否	
機械換気設備	感染症病室、結核病室又は病理細菌検査室の空気が風道を通じて他の部分へ流入しないようになっているか。	可・否	
精神病室の設備	保護のための必要な方法が講じられているか。	可・否	
感染症病室、結核病室の外部に対する構造	感染予防のためにしゃ断その他必要な方法が講じられているか。	可・否	
2階以上の階に病室を有する場合の直通階段の構造	患者の使用する屋内直通階段が2以上適当に配置されているか。	可・否	
直通階段の構造(内法)	階段及び踊場の幅1.2m以上、けあげ0.2m以下、踏面0.24m以上となっているか。適当な手すりが設けられているか。	可・否	
3階以上の階に病室を有する場合の避難階段	避難に支障がないように2以上設けられているか。	可・否	

患者が使用する廊下 (精神病床、療養病床)	*廊下に係る以下の基準は病室に隣接する廊下とする。 幅が1.8m以上となっているか。(中廊下の幅は2.7m以上)	可・否	
(上記以外の病院病床)	幅が1.8m以上となっているか。(中廊下の幅は2.1m以上)	可・否	
(診療所、病院[経過措置])	幅が1.2m以上となっているか。(中廊下の幅は1.6m以上)	可・否	
感染症病室又は結核病室 を有する場合の消毒設備	病院の場合は、則第21条第1項第1号に規定する消毒施設のほかに消毒 設備を、診療所の場合は必要な消毒設備を設けているか。	可・否	
歯科技工室の構造設備	防塵設備その他必要な設備が設けられているか。	可・否	
調剤所の構造設備	採光、換気が十分で清潔が保たれているか、冷暗所が設けられているか。 感量10mgの天秤、500mgの上皿天秤等の器具が設けられているか。	可・否	
火気を使用する場所	防火上必要な設備が設けられているか。	可・否	
消火器具	消火用の機械又は器具が設けられているか。	可・否	
手術室	適当な暖房、照明、清潔な手洗いの設備が設けられているか。 内壁は不浸透のもので覆われているか。	可・否	
臨床検査施設	喀痰、血液、尿、ふん便等について通常行われる臨床検査のできるものか。	可・否	
給食施設	調理室の床は耐水材料をもって洗浄及び排水又は清掃に便利な構造とな っているか。食器の消毒設備を有しているか	可・否	
消毒施設	蒸気、ガス、若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員 の被服、寝具等の消毒ができるものであるか。	可・否	
機能訓練室 (療養病床を有する病院)	40㎡以上(内法)の床面積を有しているか。 必要な器械及び器具を有しているか。	可・否	
(療養病床を有する診療所)	機能訓練を行うために十分な広さが確保されているか。 必要な器材・器具が設置されているか。	可・否	
談話室 (療養病床を有する病院・診療所)	療養病床の入院患者同士や患者とその家族が楽しめる広さを有しているか。	可・否	
食堂 (療養病床を有する病院・診療所)	療養病床の入院患者1人につき1㎡以上の広さを有しているか。	可・否	
浴室 (療養病床を有する病院・診療所)	身体の不自由な者が入浴するのに適したものであるか。	可・否	
産婦人科又は産科を 有する病院	分べん室及び新生児の入浴施設を設けているか。	可・否	
エックス線診療室	天井、床及び周囲の画壁はその外側における実効線量が1週間につき1ミ リシーベルト以下となっているか。	可・否	
	操作する場所が室内に設けられていないか。 (但し箱状のしゃへい物又は防護物を設けている場合はこの限りではない)	可・否	
	エックス線診療室である旨の標識が付されているか。	可・否	
	「放射線被ばく防止に必要な注意事項の掲示」について従事者用と患 者用の表示があるか。	可・否	
	「使用中」の表示があるか。	可・否	
	2管球増設した場合は、二重ばく射しない措置が講じられているか。	可・否	
	移動型エックス線装置は所定の保管場所に設置し、鍵の管理が適正か	可・否	
その他放射線関係室(施設)	項目： () 別紙様式No. 3～5の「項目」の該当項目を記入してください 様式No. ()添付	可・否	詳細別添
上記以外の部屋	衛生上、保安上、安全な措置が講じられているか。	可・否	
検査実施年月日 年 月 日 検査実施者 役職 氏名			

項目	検査事項	適否の判定	備考
診療用高エネルギー放射線発生装置使用室	画壁等は、その外側における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下となるようにしゃへいすることができるか。	可・否	
	人が常時出入する出入口は一箇所とし、当該出入口には放射線発生時に自動的にその旨を表示する装置が設けられているか。	可・否	
	高エネルギー放射線発生装置使用室である旨の標識が付されているか。	可・否	
診療用放射線照射装置使用室	主要構造部等が耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっているか。	可・否	
	画壁等は、その外側における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下となるようにしゃへいすることができるか。	可・否	
	人が常時出入する出入口は、一箇所とし当該出入口には放射線発生時に自動的にその旨を表示する装置が設けられているか。	可・否	
	診療用放射線照射装置使用室である旨の標識が付されているか。	可・否	
診療用放射線照射器具使用室	画壁等は、その外側における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下となるようにしゃへいすることができるか。	可・否	
	人が常時出入する出入口は、一箇所だけとなっているか。	可・否	
	診療用放射線照射器具使用室である旨の標識が付されているか。	可・否	
放射性同位元素装備診療機器使用室	主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっているか。	可・否	
	扉等外部に通ずる部分には、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設けているか。	可・否	
	放射性同位元素装備診療機器使用室である旨の標識が付されているか。	可・否	
	間仕切りを設ける等適切な放射線障害の防止に関する予防措置を講じているか。	可・否	
診療用放射性同位元素使用室	主要構造部等は耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっているか。	可・否	
	診療用放射性同位元素の調剤等を行なう室と診療を行なう室が区画されているか。	可・否	
	画壁等は、その外側における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下となるようにしゃへいすることができるか。	可・否	
	人が常時出入する出入口は、一箇所となっているか。	可・否	
	診療用放射性同位元素使用室である旨の標識が付されているか。	可・否	
	内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ないものとなっているか。	可・否	
	内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料となっているか。	可・否	
出入口の付近に放射性同位元素による汚染の検査に必要な放射線測定器、放射線同位元素による汚染の除去に必要な器材及び洗浄設備並びに更衣設備が設けられているか。	可・否		

項目	検査事項	適否の判定	備考
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室	準備室に洗浄設備が設けられているか。	可・否	
	主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造であるか。	可・否	
	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の調剤等を行う室、これを用いて診療を行う室及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与された患者等が待機する室に区画されているか。	可・否	
	画壁等は、その外側における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下となるようにしゃへいすることができるか。	可・否	
	人が常時出入する出入口は、一箇所となっているか。	可・否	
	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室である旨を示す標識を付しているか。	可・否	
	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の室内に、陽電子放射断層撮影装置を操作する場所が設けられていないか。	可・否	
	内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ないものとなっているか。	可・否	
	内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料となっているか。	可・否	
	出入口の付近に放射性同位元素による汚染の検査に必要な放射線測定器、放射性同位元素による汚染の除去に必要な器材及び洗浄設備並びに更衣設備が設けてあるか。	可・否	
	陽電子準備室には洗浄設備が設けてあるか。	可・否	
	放射性同位元素による汚染の除去に必要な洗浄設備は、第30条の11第1項第2号の規定により設ける排水設備に連結されているか。	可・否	
	フード、グローブボックス等の装置が設けられているときは、第30条の11第1項第3号の規定により設ける排気設備に連結されているか。	可・否	
貯蔵施設	貯蔵室、貯蔵箱等外部と区画されているか。	可・否	
	貯蔵施設の外側における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下になるようにしゃへいすることができるものとなっているか。	可・否	
	主要構造部等が耐火構造となっているか、又その開口部には甲種防火戸が設けられているか。	可・否	
	貯蔵箱等は耐火性の構造となっているか。	可・否	
	人が常時出入する出入口は一箇所となっているか。	可・否	
	扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他閉鎖のための設備又は器具が設けられているか。	可・否	
	貯蔵施設である旨の標識が付されているか。	可・否	
	規則第30条の9第8号に規定する貯蔵容器が備えられているか。	可・否	
	受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染のひろがり防止するための設備又は器具が設けられているか。	可・否	

項目	検査事項	適否の判定	備考
廃棄施設	廃棄施設の外側における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下になるようにしゃへいすることができるか。	可・否	
	液体状の診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された液を排水する施設にあっては、規則第30条の11第2号に規定する排水設備が設けられているか。	可・否	
	気体状の診療用放射性同位元素又は放射線同位元素によって汚染された空気を排気する施設にあっては、規則第30条の11第3号に規定する排気設備が設けられているか。	可・否	
	診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染させた物を焼却する前2号に掲げる施設以外の施設にあっては、規則第30条の11第4号に規定する保管廃棄設備が設けられているか。	可・否	
放射線治療病室	画壁等の外側の実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下になるよう画壁等その他必要なしゃへい物が設けられているか。	可・否	
	放射線治療病室である旨の標識が付されているか。	可・否	
	内部の壁、床その他放射線同位元素によって汚染されるおそれのある部分は突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ないものとなっているか。	可・否	
	内部の壁、床その他放射線同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくくかつ腐食しにくい材料で仕上げられているか。	可・否	
	出入口の付近に放射線同位元素による汚染の検査に必要な放射線測定器、放射性同位元素による汚染の除去に必要な器材及び洗浄設備並びに更衣設備が設けられているか。	可・否	